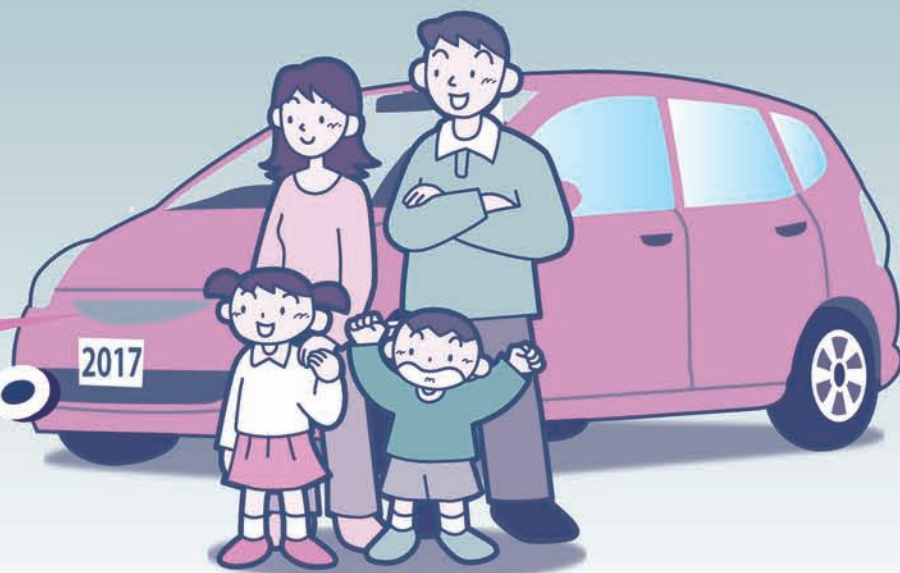


平成**29**年度

まさか!
そなえて...



わたしたちの市の**交通災害共済**に加入しましょう

長野県民交通災害共済は県内15の市が共同で行っている共済です。
会費を納めて会員になった方が、万一自動車事故等の交通災害にあった時にお見舞金を支給する制度です。

年会費1人
400円

見舞金充実!!

みんなのために
自分のために



見舞金死亡時
100万円

万一の時

2日実入院で
実通院
2万円支給

みんなで加入 みんなが安心

長野県民交通災害共済組合

長野県民交通災害
共済組合組織市

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市
駒ヶ根市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市

詳しくはウラ面をご覧ください。

わたしたちの市の交通災害共済に加入しましょう

いくつになっても加入できるんです



平成29年4月1日以降、長野県民交通災害共済組合組織市に居住する方ならどなたでも加入できます。

年会費1人

400円

たすかるわ



加入するには

- 会員の期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。
- 4月以降も随時加入できます。その場合は会費納入の翌日から平成30年3月31日までです。

加入方法

- 各家庭に配付された加入申込書で各区(町会・隣組)長さん等に会費(1人年額400円)を添えて申し込んでください。
- 市役所の担当課窓口でも申し込みができます。
- 加入申込書がない場合、その他不明な点がありましたら、市役所の担当課窓口へお問い合わせください。

見舞金一覧表

等級	死亡または傷害の程度等	人身事故扱いの交通事故証明書による請求の場合の見舞金	物件事故扱いの交通事故証明書または交通事故申立書による請求の場合の見舞金
1級	死亡	1,000,000円	500,000円
2級	実入院・実通院日数が90日以上	110,000円	55,000円
3級	85~89日	105,000円	55,000円
4級	80~84日	100,000円	55,000円
5級	75~79日	95,000円	55,000円
6級	70~74日	90,000円	55,000円
7級	65~69日	85,000円	55,000円
8級	60~64日	80,000円	55,000円
9級	55~59日	75,000円	55,000円
10級	50~54日	70,000円	55,000円
11級	45~49日	65,000円	55,000円
12級	40~44日	60,000円	55,000円
13級	35~39日	55,000円	55,000円
14級	30~34日	50,000円	50,000円
15級	25~29日	45,000円	45,000円
16級	20~24日	40,000円	40,000円
17級	15~19日	35,000円	35,000円
18級	10~14日	30,000円	30,000円
19級	5~9日	25,000円	25,000円
20級	2~4日	20,000円	20,000円
障がい見舞金	身障(1級)の障がい	400,000円	200,000円
	身障(2級)及び精神(1級)の障がい	300,000円	150,000円
	身障(3級)の障がい	200,000円	100,000円
遺児見舞金	義務教育終了前の遺児1人につき	300,000円	300,000円

※見舞金の請求期限は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内です。

- 死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内、その事故が直接の原因で死亡することをいいます。
- 同一日に複数の医療機関に通院した場合の実入院・実通院日数は、1日として計算します。また、見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の実入院及び実通院の日数の合計とします。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術は、医師の指示による場合のみ、見舞金の対象となります。(指示がない場合は、対象になりません。)

死亡時

100万円

入院・通院

2日から
2万円
支給されます

日本国内で発生した次のものが
見舞金の対象となります。

- 道路上を運行中の自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、接触等の交通事故
 - 運行中の電車及び航行中の航空機、船舶による事故
- ※運行中とは、車両が動いている状態をいいます。

見舞金の支払制限

- 見舞金を支給しない場合
 - * 会員または見舞金受取人による故意の事故
 - * 地震、噴火、洪水その他天災による事故
 - * 無免許運転による事故(同乗者含む)
 - * 酒気を帯びての運転による事故(同乗者含む)
 - * 麻薬等の薬物使用時の運転による事故(同乗者含む)
 - * 犯罪行為中の事故(同乗者含む)
- 減額(50%)支給の場合
 - * 速度違反 * 居眠り運転 * 信号無視
 - * はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
 - * ヘルメット及びシートベルト等非着用 * 路上横臥
 - * 自転車及び原動機付自転車の二人乗り * 軌道内進入
 - * 警報機または遮断機が作動中の踏切への進入
 - * その他受傷者側に重大な過失があった場合

● 詳しくは加盟各市役所の窓口へお問い合わせください。●

◆ 松本市役所 地域づくり課
(0263) 34-3280(直通)

◆ 上田市役所(本庁) 生活環境課
(0268) 22-4140(直通)

丸子地域自治センター 市民サービス課
(0268) 42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課
(0268) 72-0154

武石地域自治センター 市民サービス課
(0268) 85-2827

◆ 岡谷市役所 市民環境課
(0266) 23-4811(内線1166・1172)

◆ 飯田市役所 危機管理室
(0265) 22-4511(内線2435)

◆ 須坂市役所 市民課
(026) 245-1400(内線3248)

◆ 小諸市役所 生活環境課生活環境係
(0267) 22-1700(内線2275)

◆ 伊那市役所 生活環境課
(0265) 78-4111(内線2216)

高遠町総合支所 市民福祉課
(0265) 94-2554(直通)

長谷総合支所 市民福祉課
(0265) 98-3110(直通)

◆ 駒ヶ根市役所 総務課消防交通係
(0265) 83-2111(内線215・216)

◆ 中野市役所 市民課
(0269) 22-2111(内線238)

豊田支所 地域振興課
(0269) 38-3111

◆ 大町市役所 市民課
(0261) 22-0420(内線463・464)

八坂支所 民生係
(0261) 26-2001

美麻支所 民生係
(0261) 29-2311

◆ 飯山市役所 市民環境課
(0269) 62-3111(内線151)

◆ 茅野市役所 市民課市民係
(0266) 72-2101(内線255)

◆ 塩尻市役所 地域振興課
(0263) 52-0280(内線1152)

◆ 佐久市役所 生活環境課
(0267) 62-2111(内線332・335)

臼田支所 経済建設環境係
(0267) 82-3111(内線238)

浅科支所 経済建設環境係
(0267) 58-2001(内線37)

望月支所 経済建設環境係
(0267) 53-3111(内線115)

◆ 千曲市役所
更埴庁舎 生活安全課
(026) 273-1111(内線5515)

長野県民交通災害共済組合 交通事故にあったらどんな事故でも必ず警察に届け出ましょう。

<http://www.cheering-nagano.jp/koutsu/> 長野県民交通災害共済

お見舞金は

どんな事故が対象?